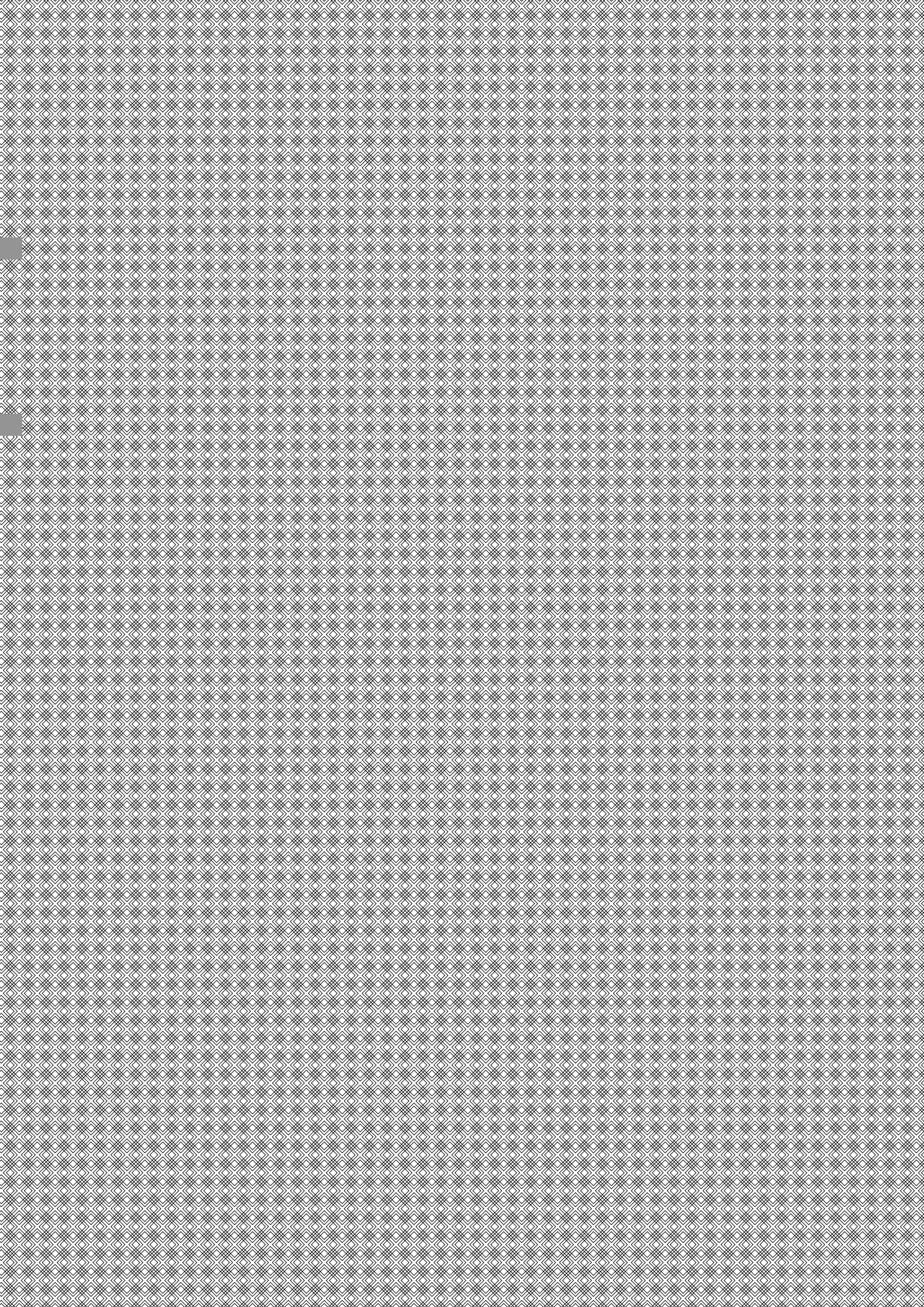


住民税 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「I 1～I 5」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (25 点)

令和 7 年度分の個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除に関し、所得税における取扱いとの相違点に留意しつつ、次の点について簡潔に述べなさい。

- (1) 同一生計配偶者及び控除対象配偶者の概要
- (2) 配偶者控除及び配偶者特別控除の概要
- (3) 個人住民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の個人住民税の納税義務者の扶養親族にも該当する場合の取扱い
- (4) 個人住民税所得割の納税義務者の配偶者が前年の中途に死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合の取扱い

問 2 (25 点)

令和 7 年 3 月 31 日に退職した者が、同日に支払を受ける退職所得に係る個人住民税所得割の課税関係について、所得税における取扱いとの相違点に留意し、次の事項に言及しつつ述べなさい。

- ① 退職所得に対する分離課税制度の趣旨及び概要
- ② 納税義務者及び課税団体
- ③ 税率、税額計算及び徴収方法
- ④ 退職所得申告書及び特別徴収票

〔第二問〕 — 50 点—

X 県 Y 市に住所を有する甲及び甲の家族の令和 6 年中の所得等の状況は、次の【資料】のとおりであり、課税に必要な事項は適切に X 県及び Y 市に申告されている。

甲及びその家族が令和 7 年度分として X 県へ納付すべき県民税及び Y 市へ納付すべき市民税の額を、計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

また、特別徴収された令和 6 年度分の個人住民税額(令和 6 年中の所得に係る税額に限る。)がある場合、その税額を計算過程を明らかにしてそれぞれ算出なさい。

【問題の前提条件】

- 1 X 県及び Y 市の条例においては、所得割及び均等割とも標準税率を採用しているものとする。
- 2 Y 市の条例では、個人の市民税均等割の非課税に係る基準については地方税法施行令第 47 条の 3 の規定に基づき、基本額を 35 万円、加算額を 21 万円と規定しており、均等割の軽減措置については規定されていないものとする。
- 3 Y 市は政令市に該当しないものとする。
- 4 令和 7 年度分の個人住民税について、定額による所得割の特別税額控除は実施していないものとする。
- 5 森林環境税については考慮しないものとする。

【資料】

(1) 甲(昭和 44 年 11 月 2 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ A 社から支払を受けた給与収入金額 8,200,000 円

② 退職所得に係る収入金額等の明細

・ 甲の勤務状況

平成 4 年 4 月 1 日 A 社に就職

令和 6 年 10 月 31 日 A 社を退職

・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額(令和 6 年 12 月 15 日支給) 18,500,000 円

③ 支払社会保険料

1,160,000 円

④ 支払一般生命保険料

・ 一般生命保険料(平成 23 年 5 月 14 日締結)

16,000 円

・ 一般生命保険料(平成 29 年 8 月 2 日締結)

11,000 円

⑤ 医療機関に支払った金額

・ 甲の人間ドックの受診費用

75,000 円

(Y 市より人間ドック助成金として 30,000 円が支給されている。また、検査の結果に異常はなく、疾病の治療等は生じていない。)

・ 甲の妻の疾病の診察・治療にかかった医療費

180,000 円

・ 甲、甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった費用 6,000 円

(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、甲の妻の医療費の 1/4 が補てんされている。

⑥ 21 歳の長女(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。)

⑦ 17 歳の次女(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。)

⑧ 14 歳の次男(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の扶養親族とされている。)

(2) 甲の妻(昭和 46 年 1 月 24 日生。甲と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ B 社から支払を受けた給与収入金額 6,560,000 円

② 利子所得に係る収入金額

・ 甲の妻を名義人とする預貯金の利子 26,000 円

(支払日 令和 6 年 8 月 10 日、支払者の所在地 X 県)

③ 支払社会保険料 250,300 円

④ 支払個人年金保険料(平成 28 年 6 月 9 日締結) 50,000 円

⑤ 令和 6 年中に支出した寄附金の金額

・ C 県 D 市に対して寄附した金額 12,000 円

・ E 県 F 市に対して寄附した金額 23,000 円

(注) 甲の妻は確定申告書を提出しておらず、C 県 D 市及び E 県 F 市に対して寄附した金額については地方税法附則第 7 条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、C 県 D 市及び E 県 F 市は地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

(3) 甲の長男(平成 10 年 4 月 1 日生)の所得等の状況

① 給与所得に係る収入金額

・ G 社から支払を受けた給与収入金額 4,080,000 円

② 支払社会保険料 587,600 円

③ 令和 6 年中に支出した寄附金の額

・ H 県に対して寄附した金額 4,000 円

・ I 県に対して寄附した金額 8,000 円

・ I 県 J 市に対して寄附した金額 7,000 円

・ I 県 K 市に対して寄附した金額 5,000 円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、寄附先の自治体全ての領収書が添付されている。なお、寄附先の自治体は全て地方税法第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項に基づき総務大臣が指定する団体である。

- ④ 1 歳の長男(甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。)を扶養している(甲の確定申告書において甲の長男の扶養親族とされている。)。なお、身体障害者手帳を有しており、障害の程度は 4 級とされている。

(4) 甲の長男の妻(平成 11 年 12 月 31 日生)の所得等の状況

- ① 甲の長男の確定申告書において、配偶者特別控除の対象とされている。
- ② 給与所得に係る収入金額
- ・ L 社から支払を受けた給与収入金額 1,560,000 円
- ③ 支払社会保険料 157,800 円

(5) 甲の父(昭和 17 年 2 月 12 日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,360,000 円
- ② サマージャンボ宝くじ当選金に係る収入金額 3,000,000 円
- ③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	昭和62年10月9日	令和6年5月17日	970,000	540,000	9,000	個人
書 画	令和3年4月25日	令和6年9月30日	80,000	100,000	4,000	個人
特許権	平成21年8月6日	令和6年10月15日	3,500,000	450,000	90,000	法人

(注) 全ての譲渡については、所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。

- ④ 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式(上場)	年 1 回	12 月	令和6年2月18日	令和6年1月26日	123,000
b 株式(上場)	年 1 回	12 月	令和6年2月24日	令和6年1月29日	315,000

(注) a 株式、b 株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書において分離課税により申告されている。

- ⑤ 支払社会保険料 370,750 円
- ⑥ 支払一般生命保険料(平成 29 年 5 月 14 日締結) 63,000 円
- ⑦ 甲の父の疾病の診察・治療にかかった医療費 230,000 円

(注) 生命保険契約に基づく保険金の支払により、医療費の全額分が補てんされている。

(6) 甲の母(昭和 18 年 12 月 7 日生。甲の父と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

① 老齢厚生年金の収入金額 1,369,800 円

② 甲の父の確定申告書において、甲の父の配偶者とされている。

